変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月26日	Ⅰ－３　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例	番号法第9条第1項　別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（（平成27年10月6日条例第42号）以下、「条例」という。）	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅰ－5②　所属長	税制課長　市村　義範、市民税課長　入澤　豊、固定資産税課長　西崎　弘司、納税指導課長　仲川　憲春	税制課長　増田　信一、市民税課長　岩佐　有三、固定資産税課長　西崎　弘司、納税指導課長　山田　一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅰ－３　法令上の根拠	札幌市個人番号利用条例（（平成27年10月6日条例第42号）以下、「条例」という。）	札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅰ－5②　所属長	税制課長　増田　信一、市民税課長　岩佐　有三、固定資産税課長　西崎　弘司、納税指導課長　山田　一雄	税制課長　増田　信一、市民税課長　岩佐　有三、固定資産税課長　中山　和彦、納税指導課長　山田　一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成30年6月13日	Ⅰ－4② 法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	（別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅰ－5②　所属長の役職名	税制課長　増田　信一、市民税課長　岩佐　有三、固定資産税課長　中山　和彦、納税指導課長　山田　一雄	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	Ⅳ　リスク対策	（なし）	項目を追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。